

なるほどマネー

気になる相続 ②

葬儀費用 事前の備えが必要

父が急逝し、葬儀を出します。父が残した預金で費用をまかなおうと考えたのですが、銀行で「お金を引き出すことはできない」と言われました。

突然訪れた身内の不幸。悲しみにくれる人も多いでしょう。しかし、ふと現実に戻ると、想定以上の葬儀費用がかかるという、あわてる人も多いためです。

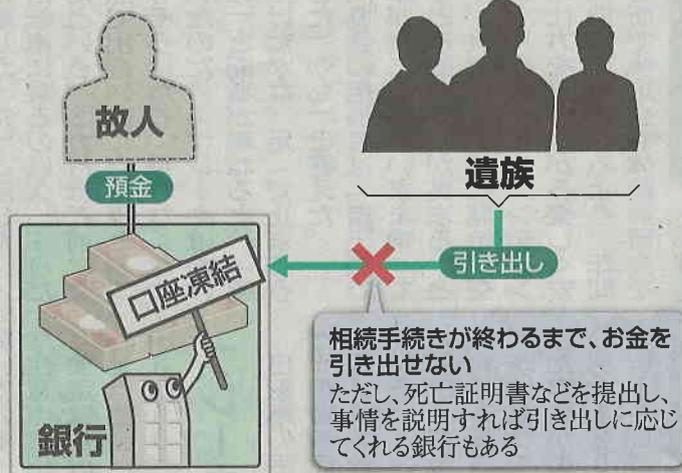
都内在住の男性（55歳）は、葬儀に必要な300万円を亡くなった父親の貯金でまかなおうと考えていました。ところが、銀行に行っても断られてしまい、すぐにお金を引き出せません。

親族の預金なのになぜ、引き出せないのでしょうか。

これは銀行が、預金している人が亡くなったことを知った途端、その預金を「相続財産」として扱い、口座を凍結してしまつたためです。

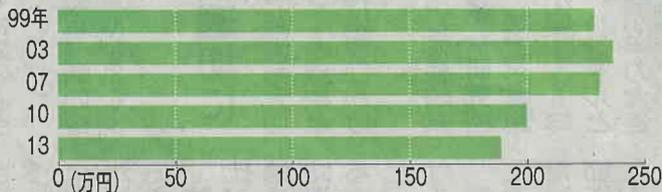
故人が残した資産はすべ

故人の資産は手をつけられない



葬儀費用の平均

葬儀社、寺院への支払い、参列者への飲食接待費を含めた金額。日本消費者協会調べ



ポイント

- 故人の預金口座は「相続財産」として扱われ、原則凍結される
- 葬儀費用などの差し迫ったお金は、生前によく相談し、用意しておく目安
- 生命保険に入り、亡くなったときに遺族がお金を受け取れるようにしておく手もある

て、相続人の中でどうやって分け合うかを話し合つて決めた後でなければ、動かすことはできません。残された預金も「相続財産」の一部ですから、誰かが勝手に引き出せないのです。公共料金などの自動引き落としもできなくなり

預金の名義人以外の人が引き出す場合は、名義人の「委任状」が必要です。でも、亡くなった方から委任状を取るのは無理ですね。故人の預金を相続人が引き出すためには、原則として相続の手続きが必要です。相続の手続きにはどうしても時間がかかります。急な葬儀費用の用立てになかなか対応でき

ません。

ただ、死亡証明書や戸籍などがそろえば、葬儀に必要な費用だけは引き出しに応じてくれる金融機関もあるようです。まずは預金口座がある金融機関に事情を説明してみたいかがでしょうか。

それでも確実な方法とはいえません。ほかの相続人から「勝手に預金を引き出した」と批判されてしまうかもしれません。

こうしたことを考えると、いざという時を想定して事前に準備しておくことが欠かせないですね。

一番簡単なのは、生前に相談して、亡くなった後に最低限必要とおもわれる分だけの現金を手元に置いておくことです。

ただ、いつ使うかわからない多額の現金を家に保管しておくのは、防犯上も心配です。資産の有効活用という点から考えても、あまりお勧めできません。扱い方次第では、亡くなった後に相続人の

間でいさかいが起きる原因にもなりかねません。

現金を準備する代わりに、生命保険を活用する手もあります。本人が亡くなったことが確認できれば、一般的には1週間程度で受取人は死亡保険金を受け取ることが出来ます。これなら万一のときの想定外の支出に対応できます。ただ、受取人が自分とは違う人の場合は、保険金を葬儀費用にあてることについて同意してもらう必要があります。

葬儀費用だけではありません。故人が長く入院していたら、その費用の支払いも求められます。税金なども放っておくことはできません。何かとお金が必要になるのです。

遺族が困ることのないように、ご自身で備えておくことができれば安心です。

長沢峰己 三井住友信託銀行の主席財務コンサルタント。遺言書の作成をはじめ、相続全般のサービスに関する審査などを担当する。